

鳴門市就学前教育・保育のあり方に
関する基本方針

令和元年12月

鳴門市

目 次

1. はじめに	1
(1) 鳴門市の就学前教育・保育の背景	1
(2) 鳴門市の施策・計画と基本方針の位置づけ	2
2. 鳴門市の就学前教育・保育の現状	4
(1) 就学前児童数の推移及び今後の推計	4
(2) 就学前教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園）の現状	6
(3) 就学前教育・保育ニーズの推移	10
3. 現状から見た鳴門市の課題	13
4. 就学前教育・保育の今後の方向性・方針	14
(1) 基本方針	14
(2) 公立としての就学前教育・保育施設のあり方	15
(3) 就学前教育・保育施設等の連携と小学校への円滑な接続に向けた取組	17
(4) 就学前教育・保育の人材不足に対する取組	18
5. 就学前教育・保育のさらなる推進に向けて	20
資料編	21

1. はじめに

(1) 鳴門市の就学前教育・保育の背景

全国的な少子化が進行しており、本市においては特にその傾向が顕著である一方で、核家族化の進行や共働き家庭が増加することにより、就学前教育・保育に関するニーズは年々増加の傾向にあり、その内容も多様化するなど、子育てを取り巻く環境は急速に変化しています。

こうした中、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設」、「認定こども園制度の改善」、「地域子ども・子育て支援の充実」などを実施することにより、より子どもを生み育てやすい環境の整備が進められています。

また、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まり、子どもたちに質の高い就学前教育・保育の機会を保障するとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っています。

本市においては現在、公立保育所5箇所（うち2箇所休所）、私立保育所13箇所（うち2箇所休所）、私立認定こども園3箇所、公立幼稚園16箇所（うち4箇所休園）、私立幼稚園1箇所が運営されています。従来より、本市の特性として、幼稚園が小学校に併設していることから、0～3歳児は保育所、4・5歳児は幼稚園に預け入れることが多く、幼稚園が午後の預かり保育（一時預かり事業）を実施することにより保育所の機能を補完する役割を果たしてきました。

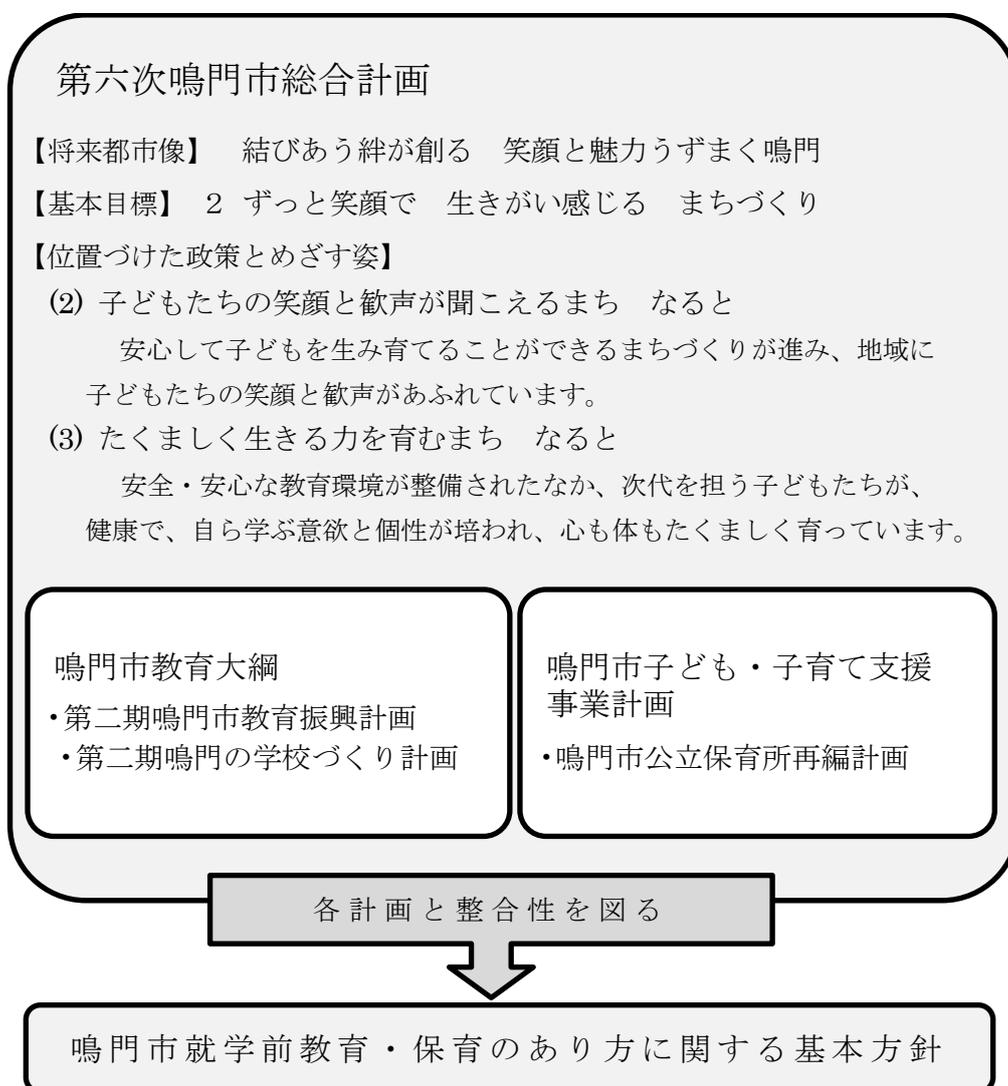
就学前教育・保育は、生涯にわたる人格形成を培う上で重要なものであり、質の高い教育・保育を保護者や地域のニーズに応じて、総合的に提供することが求められていますが、新制度の施行や幼児教育・保育無償化の実施に伴い、いずれの施設形態であっても、適切な環境のもと教育・保育を実施できるよう、公的給付制度が確立され多様化する保護者ニーズに対応するための環境整備が急務となっています。

本来、乳幼児期と学童期における子どもの成長は連続的であり、就学前教育・保育と小学校への円滑な接続が図られることが望ましく、市として、必要な教育・保育の提供と質の確保を図るとともに、各施設がそれぞれの特色を活かしつつ、適切な水準を満たした教育・保育を行うことにより、子どもたちが小学校入学後においても円滑に学校生活に適應できることが重要であります。

(2) 鳴門市の施策・計画と基本方針の位置づけ

本市では、現在、市のめざすべき将来都市像や基本目標を示したまちづくりの基本方針となる「第六次鳴門市総合計画」や「鳴門市教育大綱」、子ども・子育て支援法に基づく「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」や教育基本法に基づく「第二期鳴門市教育振興計画」が策定されています。

本基本方針は、就学前教育・保育をめぐる環境の変化や多様化する保護者ニーズに対応するための環境整備や小学校入学前のより質の高い教育・保育の提供を推進していくために、これら関連する計画と整合性を図りながら、本市の就学前教育・保育のあり方について、今後の方向性を示すものとして策定します。



鳴門市教育大綱

【基本理念】 ともに学び 育ち合う ^{きょういく} 共 育 のまち鳴門

【施策の5つの柱】 5 「まちぐるみ」で取り組む教育の推進

- (4) すべての子育て家庭を支援する「子ども・子育て支援新制度」に則り、就学前教育を推進する。

・第二期鳴門市教育振興計画

【基本目標】 2 自ら学ぶ力を育む教育の推進

【基本方針】 (2) 就学前教育の充実

私立保育所等の認定こども園への移行状況や将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者の意見も踏まえながら、市全体の就学前教育・保育という視点で公立幼稚園のあり方について、検討を進めます。

鳴門市子ども・子育て支援事業計画

【基本理念】 自然とふれあい笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる

【基本的な方向性】 1 教育・保育環境の充実

【具体項目】 (1) 小学校入学前の教育・保育の質の向上につなげる取組

【取組】 3. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携推進

7. 就学前教育・保育のあり方について検討

・鳴門市公立保育所再編計画

本市における就学前教育・保育全体の充実を図るため、教育・保育施設での将来的な予測も踏まえた適切な受入体制の整備を進める必要があります。

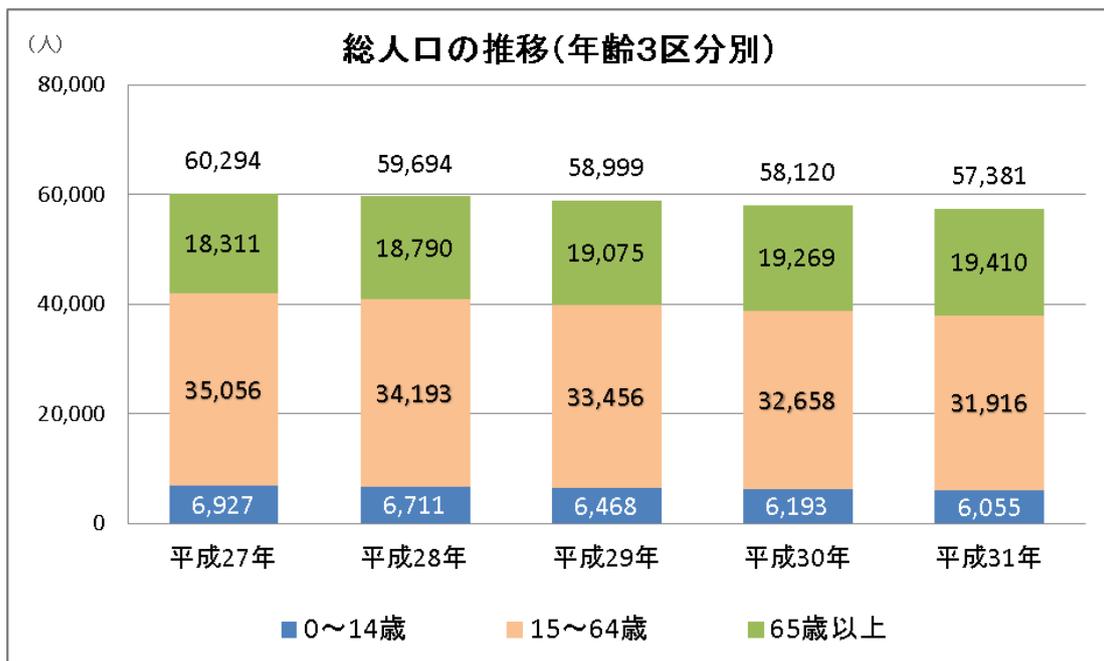
さらに、すべての就学前教育・保育施設から小学校への円滑な接続を共通の目的として、本市の実情に即した就学前教育・保育のあり方を検討します。

2. 鳴門市の就学前教育・保育の現状

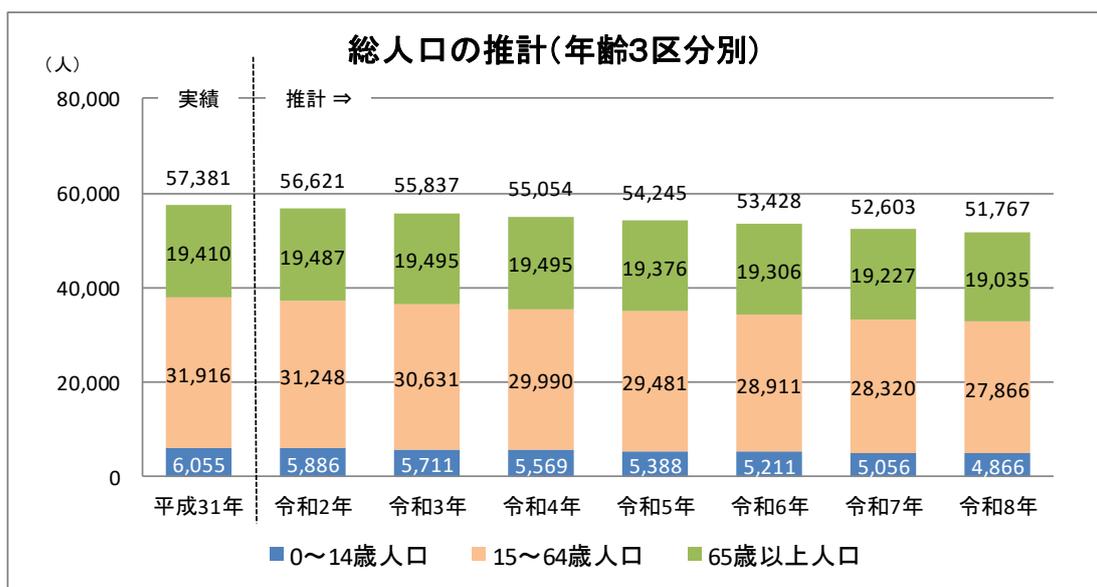
(1) 就学前児童数の推移及び今後の推計

① 鳴門市の人口

鳴門市の総人口は、平成28年3月末には6万人を切り、平成31年3月末では、57,381人となっています。年齢3区分別に見ると、0～14歳人口、15～64歳人口は減少傾向に、一方で65歳以上の人口が占める割合は増加傾向にあり、今後も少子高齢化の進行が予測されます。



※住民基本台帳・外国人含む(各年3月末)

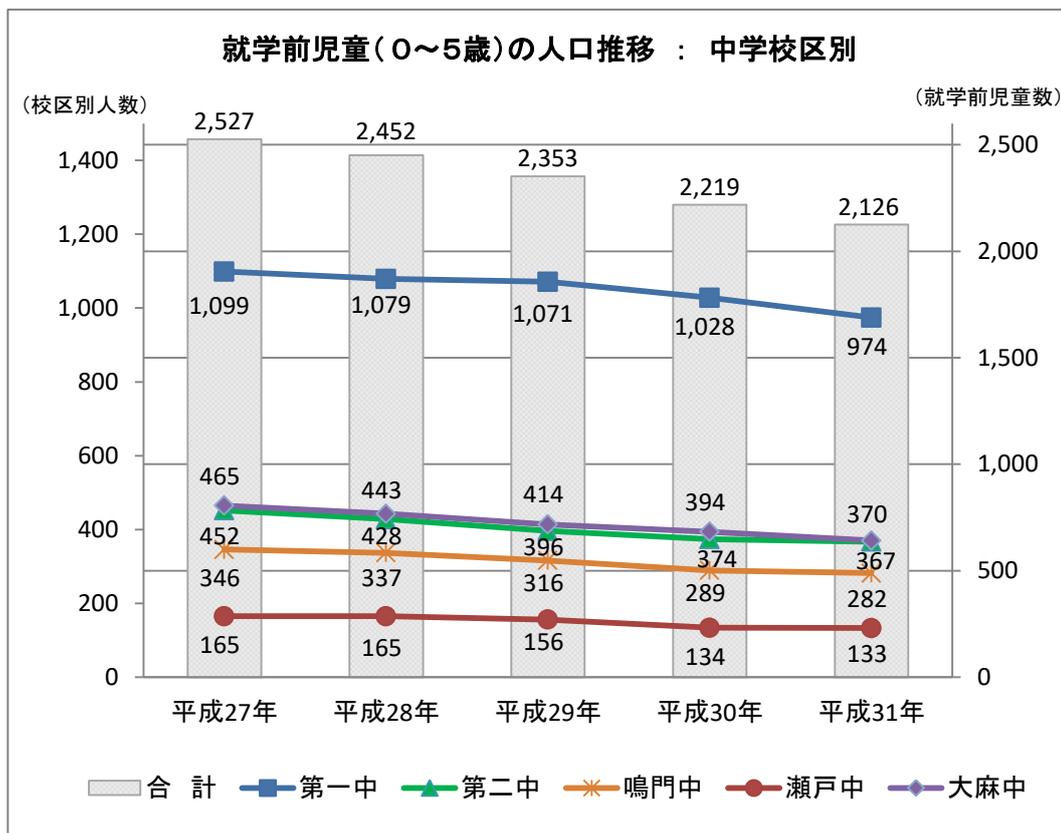


※平成27年～31年各3月末の住民基本台帳(外国人含む)データを基に、コーホート変化率法を用い推計

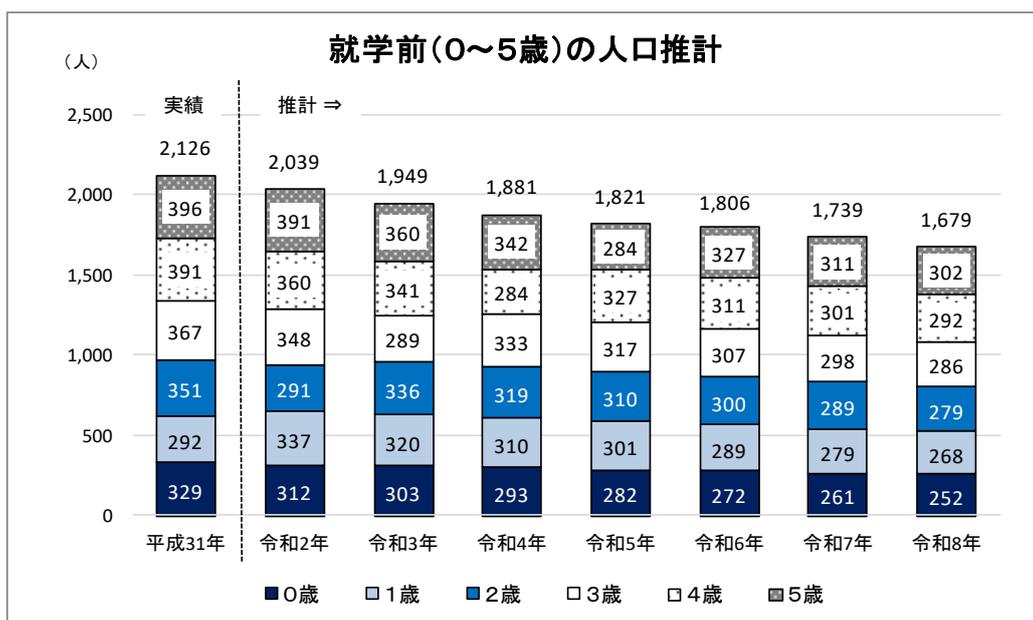
② 就学前児童数

鳴門市の就学前児童（0～5歳）の人口は、平成27年の2,527人から年々減少を続け、平成31年3月末では、2,126人となり、4年間で401人（約16%）の減少となっています。

また、中学校区別に就学前児童数の推移を見ると、いずれの校区も減少傾向にあり、今後も減少傾向は続くものと予測されます。



※住民基本台帳・外国人含む(各年3月末)



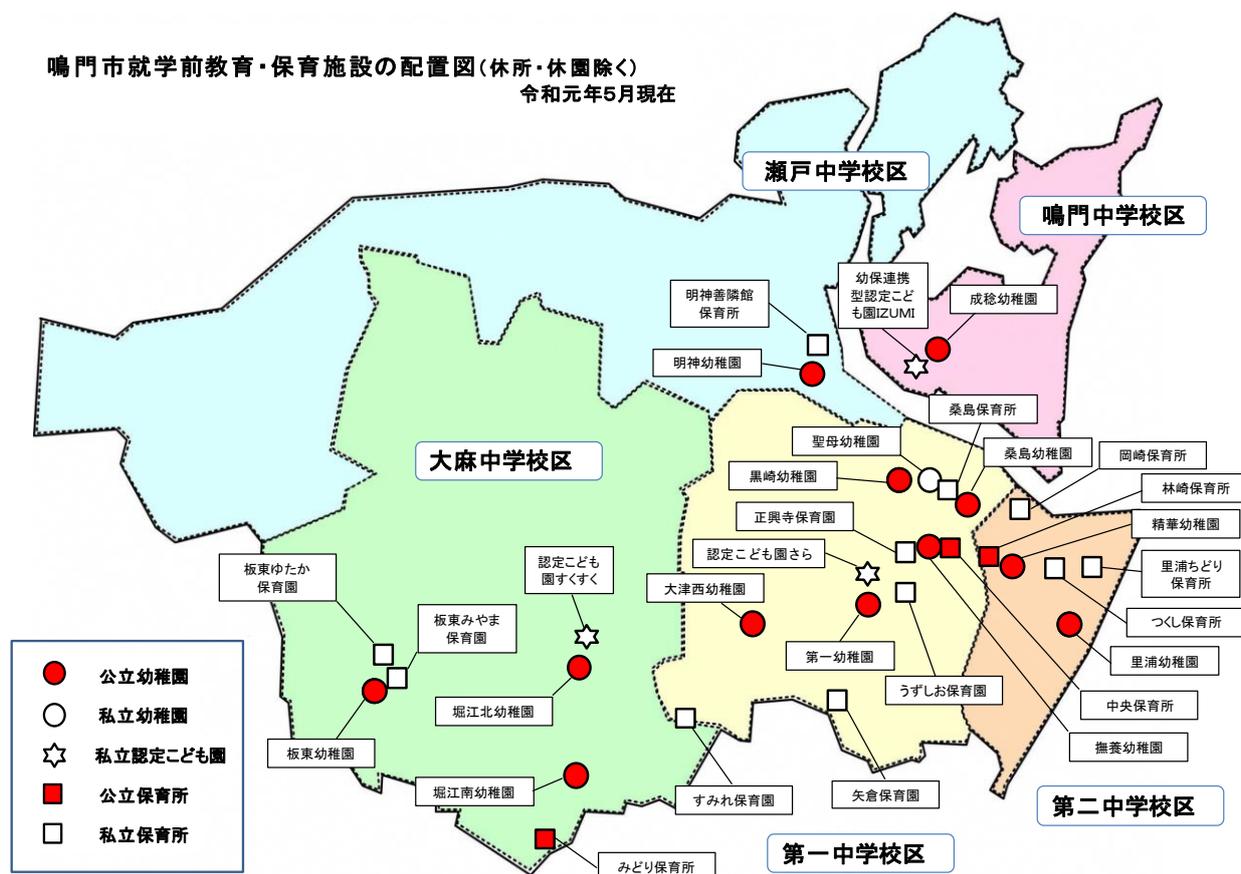
※平成27年～31年各3月末の住民基本台帳(外国人含む)データを基に、コーホート変化率法を用い推計

(2) 就学前教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園）の現状

① 就学前教育・保育施設の設置状況

市内には、公立保育所3箇所、私立保育所11箇所、私立認定こども園3箇所、公立幼稚園12箇所、私立幼稚園1箇所があります（休所・休園除く）。

鳴門市就学前教育・保育施設の配置図（休所・休園除く）
令和元年5月現在



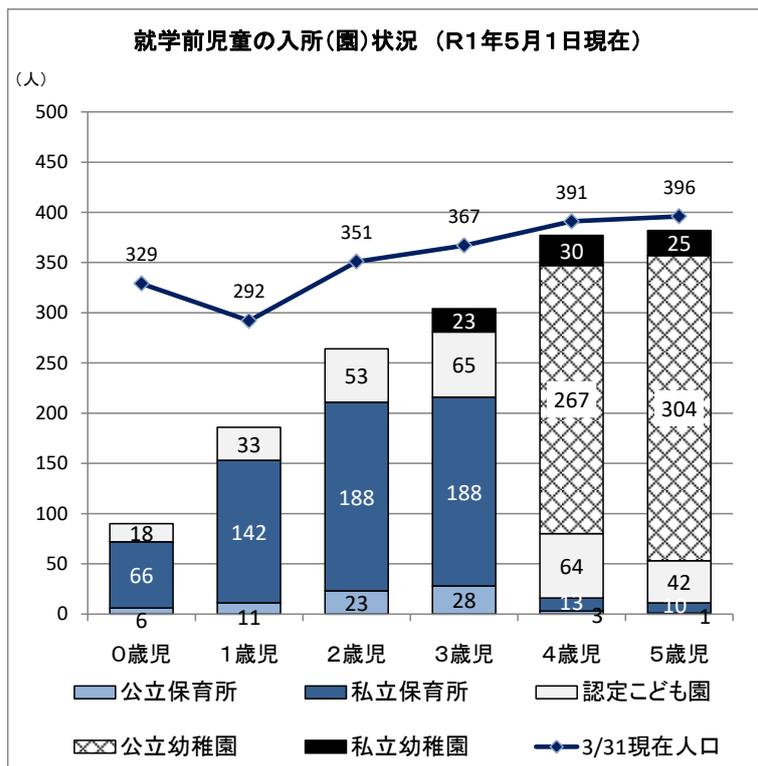
● 中学校区別の就学前教育・保育施設設置状況（休所・休園除く）

	保育所：14箇所	認定こども園：3箇所	幼稚園：13箇所
第一中学校区	公立1 私立5	私立1	公立5 私立1
第二中学校区	公立1 私立3		公立2
鳴門中学校区		私立1	公立1
瀬戸中学校区	私立1		公立1
大麻中学校区	公立1 私立2	私立1	公立3

② 就学前児童の入所（園）状況

本市の就学前児童の入所（園）状況を見ると、0歳児では約7割強の児童が施設に通わず、在宅で過ごしているものの、1歳児では過半数の児童が施設に通い始め、4・5歳児では約96%の児童が市内のいずれかの施設に入所（園）しています。

本市の公立幼稚園は小学校に併設されていることから、幼稚園・小学校の緊密な連携・接続が図られており、4・5歳児の公立幼稚園就園率が高いことが特徴です（令和元年5月現在で約72.6%）。



就学前児童の入所（園）割合

年齢	就学前人口	施設入所児童数	施設入所割合
0歳児	329	90	27.4%
1歳児	292	186	63.7%
2歳児	351	264	75.2%
3歳児	367	304	82.8%
4歳児	391	377	96.4%
5歳児	396	382	96.5%

* 就学前人口・・・H31年3月31日現在

* 入所児童数・・・R1年5月1日現在

③ 就学前教育・保育施設利用児童数及び定員充足率

令和元年5月現在、本市の保育所、認定こども園で待機児童は発生していませんが、平成29年度の年度途中において初めて待機児童が19人発生しました。これは、公立保育所をはじめとする市内各保育施設の施設面積では児童の受入が可能であったにもかかわらず、保育士不足により児童の受入ができないといった状況によるものでした。

令和元年度の各施設の在籍児童数及び定員に対する充足率は次のとおりですが、本年10月から実施された幼児教育・保育の無償化などにより、今後ますます保育所等の利用を希望する家庭が増加することが想定され、保育士不足の状況が改善されなければ、待機児童が発生する可能性も考えられます。

●中学校区別の保育所・幼稚園等利用児童数及び定員充足率（令和元年5月1日現在）

校区	施設	公・私立	箇所数	児童数	定員	定員充足率
第一中	保育所	公立	1	29	40	72.5%
		私立	5	340	350	97.1%
	認定こども園	私立	1	51(48)	70	72.9%
	幼稚園	公立	5	263	390	67.4%
		私立	1	130(78)	160	81.3%
	計			13	813	1,010
第二中	保育所	公立	1	34	50	68.0%
		私立	3	116	145	80.0%
	幼稚園	公立	2	132	170	77.6%
	計			6	282	365
鳴門中	認定こども園	私立	1	136	130	104.6%
	幼稚園	公立	1	31	120	25.8%
	計			2	167	250
瀬戸中	保育所	私立	1	46	60	76.7%
	幼稚園	公立	1	49	80	61.3%
	計			2	95	140
大麻中	保育所	公立	1	9	20	45.0%
		私立	2	105	110	95.5%
	認定こども園	私立	1	93(91)	90	103.3%
	幼稚園	公立	3	96	170	56.5%
	計			7	303	390
総計			30	1,660	2,155	77.0%

※児童数には、広域利用含む。うち()数が市内在住児童。

④ 保育士数等の推移

我が国全体が「人口減少社会」に移行し、働き手である生産年齢人口（15～64歳）が急速に減少しつつある中、本市においても公私立、また正規・臨時職員を問わず、採用にかかる応募者数が年々減少しており、就学前教育・保育に携わる人材の確保が困難になっています。

平成29年度の待機児童発生の要因となった、保育士不足による受入児童の減少については、平成30年度においても保育士の確保状況が改善されない見込みとなったことから、公立保育所については、瀬戸保育所を休所し、保育士の集約を図らざるを得ませんでした。

本市の公立幼稚園においても、計画的に幼稚園教諭の採用を行ってきましたが、

産前産後休暇・育児休業等の取得や中途退職などの理由による人員不足の状況が続いています。人員不足を補うため、随時、特別支援加配や一時預かり担当、育休代替などに臨時職員を雇用し、対応していますが、人員不足の解消には至っていない現状です。

また、幼稚園教諭の若年化の進行や勤続年数（本市公立幼稚園正規職員としての勤続年数）が5年以内の者が半数を占めている現状から、各園に年齢・経験等のバランスに配慮した人員配置が困難になっています。

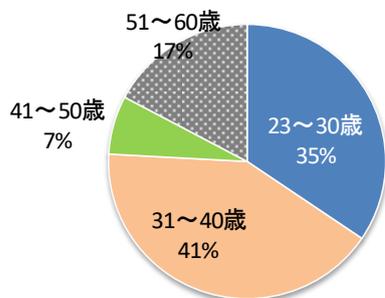
●公立保育所 保育士数(人)(※育児休業等職員を除く 4月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
正 規 職 員	22	21	18	17	18
再任用職員	2	5	4	2	2
臨時職員(常勤)	13	9	7	7	6
臨時職員(短時間)	0	0	4	4	2

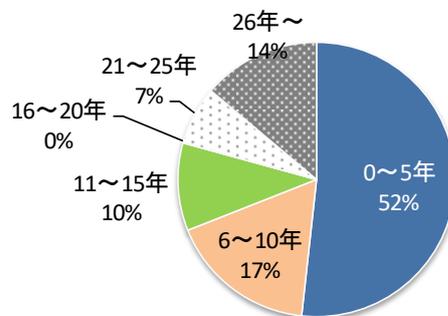
●公立幼稚園 教職員数(人)(※育児休業等職員を除く 5月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
正 規 職 員	41	40	34	35	29
再任用職員	0	2	6	5	6
臨時職員(特別支援等加配)	21	19	17	19	22
臨時職員(一時預かり)	17	15	17	13	14
臨時職員(担任)	5	5	8	4	6

幼稚園教諭数の割合《年齢別》
(育休等除く正規職員) R1.5.1現在



幼稚園教諭数の割合《勤続年数別》
(育休等除く正規職員) R1.5.1現在



※勤続年数は、鳴門市公立幼稚園に正規職員として勤めた年数

(3) 就学前教育・保育ニーズの推移

① 就学前児童の入所（園）状況の推移

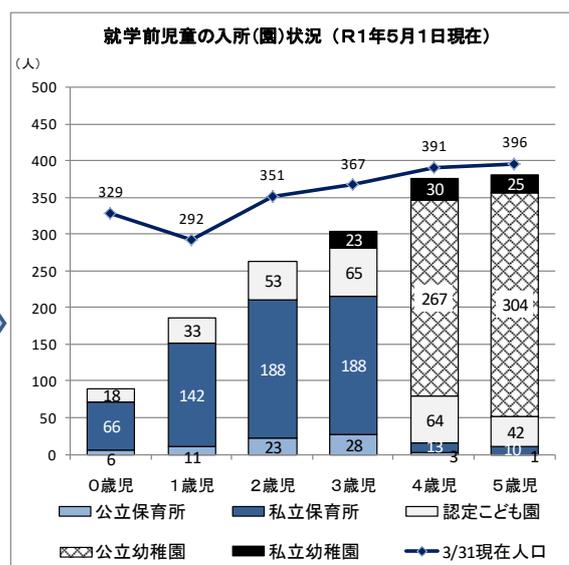
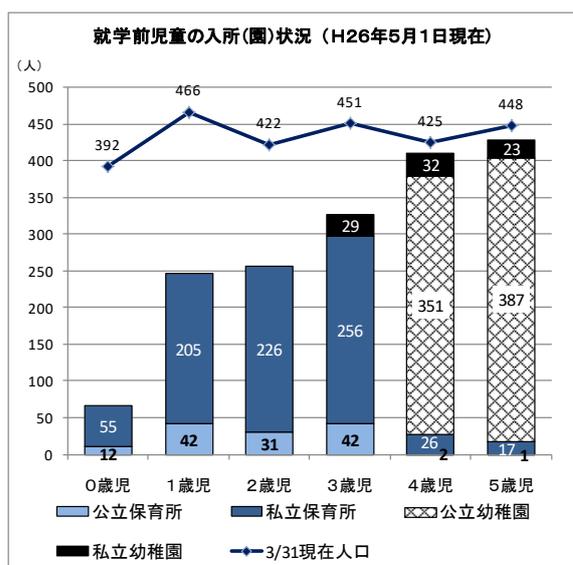
平成26年度と令和元年度の就学前児童の入所（園）状況と比較すると、0～3歳児については、在宅児が人数、割合ともに減少し、施設入所（園）児の割合が増加している状況です。これは、平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」本格施行を機に、同居親族の保育の可否の確認が不要となったことが一因と考えられ、潜在的な保育ニーズの掘り起こしによるものと考えられます。また、公立保育所の入所児童割合の減少については、保育士不足による受入児童数の減少が影響しているものと考えられます。

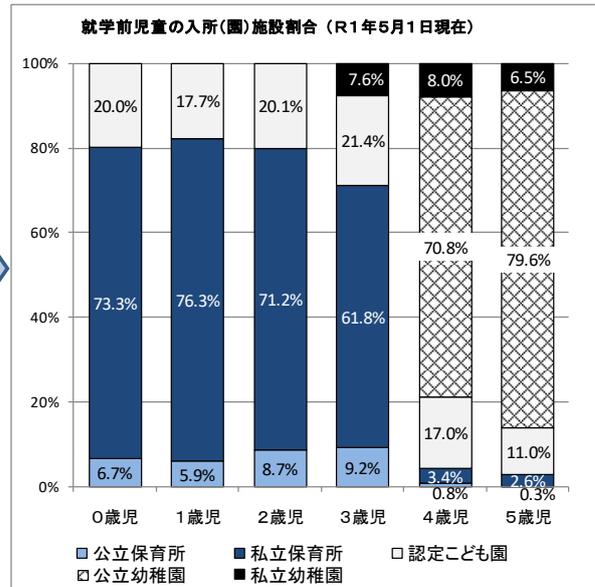
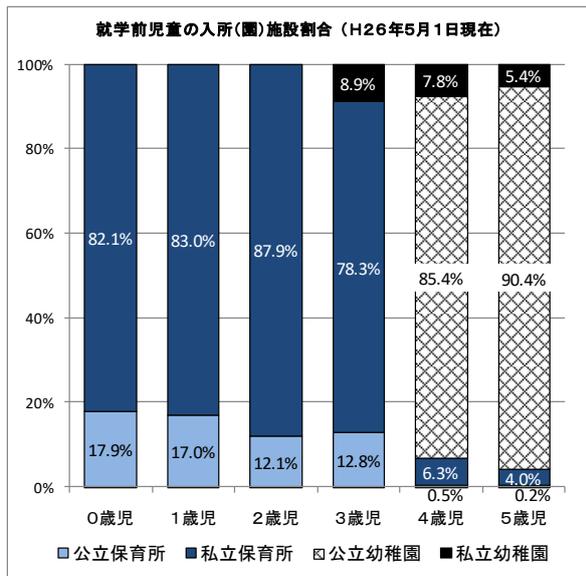
4・5歳児については、多くの児童が公立幼稚園に入園している状況ですが、就学前人口の減少や認定こども園が設置されたことによる就学前教育・保育施設の選択肢の増加に伴い、公立幼稚園の入園児童数、割合ともに減少しています。

●在宅児の推移

年 齢	平成26年度			令和元年度		
	就学前人口	在宅児童数	割合	就学前人口	在宅児童数	割合
0歳児	392	325	82.9%	329	239	72.6%
1歳児	466	219	47.0%	292	106	36.3%
2歳児	422	165	39.1%	351	87	24.8%
3歳児	451	124	27.5%	367	63	17.2%
4歳児	425	14	3.3%	391	14	3.6%
5歳児	448	20	4.5%	396	14	3.5%

* 在宅児童数・・・就学前人口（各年3/31現在）から入所（園）児童数（各年5/1現在）を差し引いて推計したものと





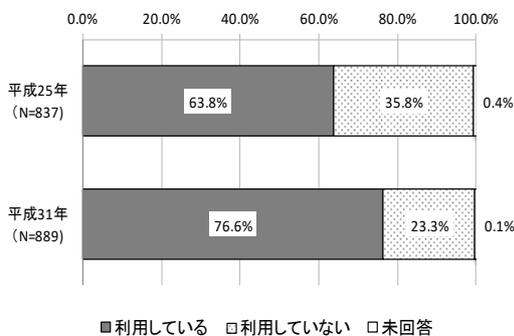
② 子育てに関するアンケート調査結果の推移

本市では、子育てに関するニーズを把握するため、平成25年10月と平成31年1月に市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者及び「小学校1～3年生」のいる世帯・保護者を対象にアンケート調査を実施しています。

就学前児童の保護者を対象に質問した「現在の定期的な利用状況・利用事業」及び「今後の定期的に利用したい年齢・事業」の調査結果は、以下のとおりです。

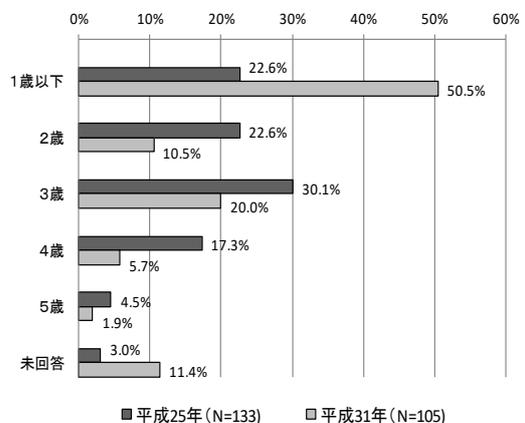
アンケート調査結果から、就学前教育・保育事業のニーズが増加・多様化していること、また現在定期的な教育・保育の事業を利用していない保護者についても、今後利用したいと考える子どもの年齢が、低年齢化していることがわかります。

【質問】「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。



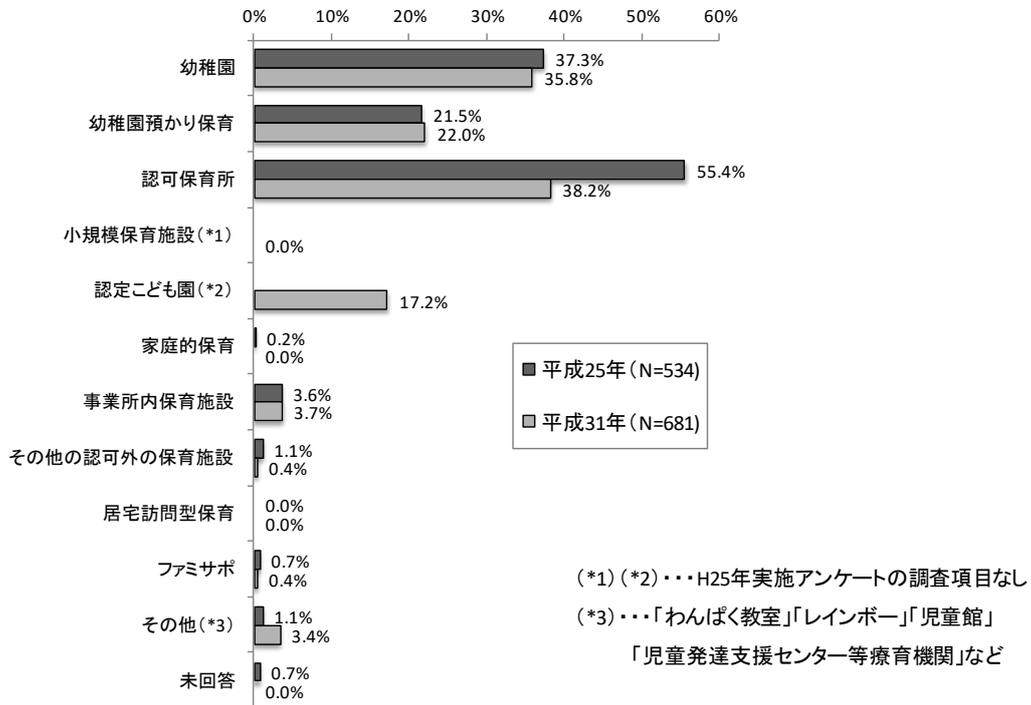
※図表中の「N」は集計対象者総数

【質問】現在、「子どもがまだ小さいため定期的な教育・保育の事業を利用していない」と答えた方に、子どもが何歳くらいになったら利用しようと考えていますか。



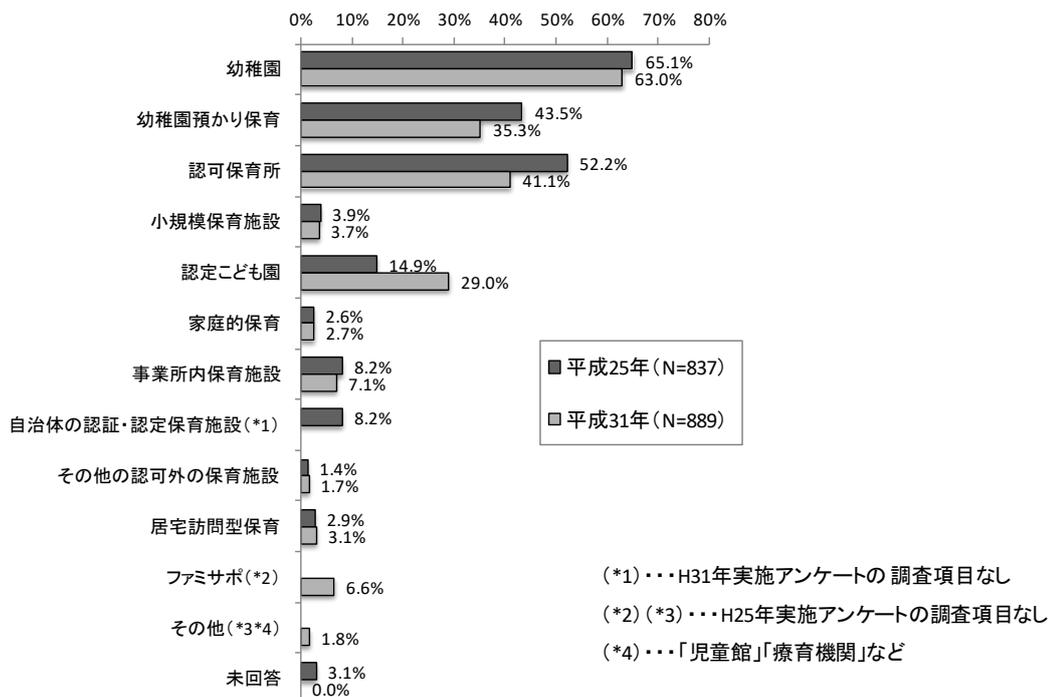
【質問】 「定期的な教育・保育の事業」を利用していると答えた方に利用している事業を教えてください。
 (あてはまるものすべて) ※図表中の「N」は集計対象者総数

就学前児童における教育・保育の現在のニーズ



【質問】 現在、利用している、利用していないにかかわらず、「定期的に」利用したいと考える事業を教えてください。
 (あてはまるものすべて) ※図表中の「N」は集計対象者総数

就学前児童における教育・保育の今後のニーズ



3. 現状から見た鳴門市の課題

本市の就学前教育・保育の現状と今後の動向を踏まえ、以下のような課題があげられます。

◆多様化する就学前教育・保育ニーズへの対応

本市では、市内の小中学校すべてに公立幼稚園を併設（現在休園あり）し、4・5歳児を対象とした2年保育を行ってきました。また、「一時預かり事業」を実施し、保育所の機能を補完する役割を担ってきた経緯があります。

一方、保育所は、昭和56年には公立保育所11箇所、私立保育所12箇所が設置されましたが、児童数の減少に合わせて休所や閉所、民間への移管が進み、現在では公立保育所3箇所、私立保育所11箇所となっています（休所除く）。

また、「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくすることで、さらなる普及が図られており、本市においても、平成27年4月に1箇所、平成29年4月に2箇所の私立保育所が認定こども園へ移行しています。

こうした本市の歴史的背景や教育・保育環境の変化は、前章の就学前児童の入所（園）状況や保護者の子育てに関するニーズの推移にも表れており、0～3歳は保育所へ入所し、4・5歳児になると幼稚園に入園するという本市の地域特性が色濃く残っている一方で、就学前教育・保育ニーズが多様化してきていることがわかります。多様化する就学前教育・保育ニーズに対応するためには、さらなる教育・保育環境の充実を図る必要があります。

◆公立保育所・幼稚園の規模と配置の適正化

今後も就学前児童数の減少が続くことが予測される一方で、幼児教育・保育無償化などにより潜在的な保育ニーズが掘り起こされる可能性があります。また、保育士不足による受入児童数の減少や幼稚園教職員の慢性的な人材不足も深刻な課題となっています。

就学前の子どもたちにより良い教育・保育環境を提供するためにも、市全体の就学前教育・保育という視点で公立保育所・幼稚園の役割並びに適正規模・適正配置等をはじめとした公立保育所・幼稚園のあり方を検討する必要があります。

◆より質の高い就学前教育・保育の提供と小学校教育への円滑な接続

平成27年3月に策定された「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」においても「小学校入学前のより質の高い教育・保育の提供」を掲げています。多様化した就学前教育・保育ニーズに対応し、施設形態によらず、すべての就学前教育・保育施設に通う本市の子どもたちに、より質の高い教育・保育の提供を保障するとともに、小学校教育への円滑な接続を図る必要があります。

4. 就学前教育・保育の今後の方向性・方針

(1) 基本方針

本市では、「第六次鳴門市総合計画」に掲げた本市のめざす姿『子どもたちの笑顔と歓声が聞こえるまち なる』『たくましく生きる力を育むまち なる』の実現のため、教育・保育環境の充実やまちぐるみの子育て支援など、様々な事業に取り組み、子どもと子育て家庭に優しい、魅力あるまちづくりを推進しています。

しかしながら、子ども・子育てを取り巻く社会情勢が大きく変化している中、本市が抱える課題の解決を図り、子どもの最善の利益を第一に考えた、より質の高い就学前教育・保育の提供を行うためには、教育・保育の質の確保と向上を図ることが重要です。そこで、次のような視点で、今後の本市の就学前教育・保育のあり方を検討していくものとします。

◆より良い教育・保育環境の提供

教育・保育の質の確保と向上を図るためには、「より良い教育・保育環境」が必要不可欠です。施設の広さや備えるべき条件、保育者と子どもの人数比率、学級規模、保育者の養成と研修などといった就学前教育・保育の「物的・人的環境」について、公立保育所・幼稚園のあり方を施設運営面から検討していきます。

また、今後も子どもの健やかな育ちが保障され、保護者が安心して子どもを預けることができる、より良い教育・保育環境を提供していくために、本市公立保育所・幼稚園が公立施設として果たすべき役割を再確認し、明確化します。

◆質の高い教育・保育の一体的な提供と小学校教育への円滑な接続

乳幼児期における就学前教育・保育が子どもたちの育ちに大きな影響を及ぼすことが明らかとなっています。

次代を担う子どもたちの「健康で、自ら学ぶ意欲と個性が培われ、心も体もたくましく生きる力」を育むために、本市のすべての就学前教育・保育施設に通う子どもたちにより質の高い教育・保育を一体的に提供し、小学校教育への円滑な接続を図るための取組を推進していきます。

(2) 公立としての就学前教育・保育施設のあり方

生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である就学前の子どもたちに、より良い教育・保育環境を提供するためには、現在本市が抱えている公立保育所・幼稚園の施設運営上の課題の解消に取り組む必要があります。

① 公立保育所のあり方

本市の公立保育施設はいずれの施設も新耐震基準に適合しておらず、経年劣化による老朽化も進んでいます。また、保育士不足による受入児童数の減少も大きな課題となっています。

これらの課題を解消し、より良い保育環境を確保していくため、平成31年4月に「鳴門市公立保育所再編計画」を策定し、公立保育所の再編を進めています。

● 「鳴門市公立保育所再編計画」の要旨

【基本的な考え方】

- ・ 公立保育所としての役割
保護者が安心して子どもを預けることができるセーフティネットとしての機能を備えた保育所として、今後も保育の実施が必要
- ・ 保育士確保による待機児童の解消（受入児童数の確保）
保育士不足による待機児童の発生を解消し、安定した保育を供給するためには、保育士の集約が必要
- ・ 施設の老朽化への対応
施設を利用する児童とその家庭、またそこで働く職員の安全と安心のために施設改善の早急な取組が必要

【今後の取組（公立保育所の集約と整備）】

- ・ 現在の5施設（2施設は休所）を1箇所に集約し、現状の受入児童数に相当する定員規模とすること
- ・ 新公立保育所は、既存施設の改修ではなく、市が保有する土地（現施設設置場所を含む）に新たに建設し、新施設の開設目標年度を2021年度とすること
- ・ 新公立保育所は、これまでの公立保育所が実施してきたセーフティネットとしての機能を維持するとともに研修機能、子育て支援機能を中核的に兼ね備えた施設とすること

② 公立幼稚園のあり方

公立幼稚園のあり方については、「第二期鳴門市教育振興計画（H28.3策定）」及び「第二期鳴門の学校づくり計画（H29.5策定）」において、『「鳴門市子ども・子育て支援事業計画（H27.3策定）」を踏まえ、私立保育所等の認定こども園への移行状況や、将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者の意見も踏まえながら、市全体の就学前教育・保育という視点で検討を進める』との方針を示しています。

今後の公立幼稚園のあり方を定めるにあたっては、この方針のとおり、「子ども・

子育て支援新制度」のもとで、同じ就学前の子どもたちを育てる場として、保育所・私立認定こども園と連携し、互いの教育・保育内容についての理解を深め合いながら、市全体の就学前教育・保育の質の向上を図るとともに、「公立」幼稚園の役割と意義を実現していくものとします。

そこで、本市がめざす公立幼稚園のあり方について、次のことを基本に検討を進めていきます。

【より良い教育環境の確保】

- ・学校教育法において示された「幼児の健やかな成長のために適当な環境」を与え、人と関わる力や思考力、感性や表現する力等の生きる力の基礎を培うことができる望ましい幼児の集団規模の確保と環境整備を図るため、公立幼稚園の集約・再編を検討すること
- ・再編後の幼稚園においては、より良い幼稚園教育の推進と運営組織体制の充実、教職員の働きがいの向上等が図れるよう、望ましい教職員の組織体制と必要な教職員の人員確保を図ること

【公立幼稚園としての役割】

- ・本市公立幼稚園が長年にわたって培ってきた、研修や交流による教育力向上への取組を継続し、公立幼稚園が地域の「就学前教育の拠点」として、就学前教育・保育施設の交流・連携・研修の核となり、小学校との連携・接続の方策を検討すること
- ・「人権教育」など、生涯にわたる人格形成の基盤となる教育活動についての、すべての就学前教育・保育を牽引する役割を担うこと
- ・早期からの支援が重要な「特別支援教育」や、保護者ニーズの高い「病児・病後児対応」などに、先導的に取り組むこと
- ・再編後においても、保護者の公立幼稚園への就園ニーズを満たすことができるよう、必要な総定員を確保し、教育環境のセーフティネットとしての役割を担うこと
- ・育児・教育相談等、地域の子育て支援事業に取り組み、「子育て支援センター」としての役割について検討すること

(3) 就学前教育・保育施設等の連携と小学校への円滑な接続に向けた取組

平成29年改定（改訂）の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定（改訂）ポイントに、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として、「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記され、各指針・要領の整合性が図られ、共通化されたことがあげられます。

就学前教育・保育ニーズの多様化が進んでいる現状において、本市のいずれの施設形態の就学前教育・保育施設に入所（園）していても、子どもたちが小学校に入学するまでに身につけるべき必要な教育を提供し、家庭や地域社会と連携を図りながら、これまで本市の公立幼稚園と小学校が培ってきた連携の取組をより発展させるとともに、保育所（園）や認定こども園と小学校とのつながりを一層深め、すべての就学前教育・保育施設と小学校との連携を推進するための仕組みをつくる必要があります。

① 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の連携

現在、本市では、就学前教育・保育施設間での情報共有や相互理解を深め、保育士、保育教諭、幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）の資質向上を図るため、次のような取組を実施しており、今後もさらに内容を充実させ継続していきます。

◆鳴門市幼稚園・こども園連絡協議会

平成29年度より、市内の公立幼稚園・認定こども園がそれぞれの園種の壁を越えて連携を図り、専門的講話や情報交換、研究会や協議などを通して、各所属における保育・教育指導力の向上を図ることを目的とした協議会を設置しています。

◆保育士等スキルアップ研修会

市内の公立就学前教育・保育施設の保育士等を対象とし、保育士等のスキル向上を目的に研修会を開催しています。

② 就学前教育・保育施設と家庭・地域社会・小学校との連携

平成29年改定（改訂）の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「小学校学習指導要領」では、それぞれの就学前教育・保育施設、小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼児期における教育・保育が、家庭や地域社会との関わりを持ちながら、小学校教育との円滑な接続を図ることが求められています。本市では、現在実施している次の取組を推進、その成果を検証し、今後の取組に生かしていきます。

◆幼小中一貫教育

瀬戸中学校区において、学習面と生活面の幼小中一貫指導プランである「学びのプラン」に基づいた教育活動を実施しています。幼小中合同交流会など校種間での様々な子ども同士の交流活動や、教職員の幼小中合同研修などを通じて、連携強化

を図り、相互理解を深めています。

今後は、校区の規模や地域性の異なるそれぞれの中学校区においても、学校の色や地域性に応じて、幼小中の連携強化を進めていきます。

◆鳴門市学園都市化構想による保幼小連携推進等

平成25年度より、鳴門市、鳴門市教育委員会及び鳴門教育大学の3者が連携協力協定を結び、鳴門町をモデル地区とし、認定こども園・幼稚園・小中学校において教育研究活動等を行っています。事業の1つである保幼小連携推進事業では、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続をめざし、園児、小学生が鳴門教育大学学生とともに自然体験活動を通じた異年齢交流を行っています。

今後段階的に地区を拡大し、最終的には市内すべての保育所・認定こども園・幼稚園・小・中学校を対象に連携協力を行うことをめざしています。

③モデルカリキュラムの作成

本市では、これまでに市内全小学校に幼稚園を併設し、緊密な連携を図ることで校種間の接続をスムーズにし、小1プロブレム等の教育諸課題の解決を図ってきました。このような本市幼稚園教育が長年かけて培ってきた良さを生かしながら、各就学前教育・保育施設と小学校が連携を図り、つながりを意識した教育活動を実施していくために、新たに「鳴門市版就学前教育・保育モデルカリキュラム」(仮称)を策定し、基本となる指針を各施設に示すこととします。

そこで、前述の新指針・要領が掲げる「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に、乳幼児期から小学校接続期までの発達や学びの連続性を確保した年齢ごとのモデルカリキュラムの作成に取り組むこととします。

現在、各就学前教育・保育施設が実践している創意工夫をこらした独自の取組を生かしつつ、基盤となるモデルカリキュラムを提示することで、本市の就学前教育・保育を受けた子どもたちが、小学校への入学に向けて、「育みたい資質・能力」を身に付けることのできる環境づくりをめざします。

(4) 就学前教育・保育の人材不足に対する取組

本市の現状でも述べたように、本市の公立保育所・幼稚園において保育士等の人材不足は、深刻な問題となっています。

本市では、臨時職員の賃金の引き上げを行うなど、保育士等の処遇改善に努めています。しかし、保育士等の確保については、賃金面だけではなく、本市の就学前教育・保育施設が、誇りとやりがいを持って働き続けられる職場であることが重要となります。

① 保育士等の処遇改善

現在、私立保育施設を対象に、創意工夫による独自の保育や子育て支援事業に対して支援を行う「いきいき保育環境なると補助金事業（※1）」の実施については、今後も保育現場等のニーズの把握に努めながら、補助金のメニューを精査・拡充し、保育士等の処遇改善につなげていきます。

（※1）補助金対象事業例：保育士スキルアップ事業・保育士負担軽減のための体制強化事業・社会保険労務士による書類作成支援事業など

② 保育士等の就業継続支援

徳島県が平成30年度に実施した「保育士登録者アンケート（※2）」によると、現在保育士職として就業している方の78.7%が、「これまでに保育士を続けることが困難だと思ったことがある」と回答しており、その理由としては「賃金が低い」が最も多く、次いで「仕事量の多さ」「休暇取得しにくい」となっています。

特に20代においては、前述の理由のほか「職場の人間関係」「職業適性に対する不安」をあげている割合が多く、職場環境や責任の重さに対する不安などに、就業継続の困難さを感じていることがうかがえます。

そこで、本市では、公立保育所・幼稚園の集約・再編を検討、推進することで、望ましい施設の運営体制を確立し、保育士等が働きやすい職場環境・労働環境の整備に努めます。また、公立施設として、市全体の就学前教育・保育の質の向上を担うための研修機能を備えた施設整備の推進や、モデルカリキュラムによる教育・保育の質の共有などを通じて、保育士等が自己研鑽を継続的に積むことができる環境の充実を図り、誇りとやりがいを持って働き続けられる職場づくりに取り組みます。

（※2）徳島県に登録されている保育士登録者を対象として、現在の就業状況や退職理由、保育士職以外に就業している理由などを調査したアンケート（平成30年徳島県実施）

③ 次世代を担う人材の育成

保育人材確保のための方策については、すでに保育士等として就業している方や資格を有している方への処遇改善や資質向上対策とともに、次世代を担う若者に対して、保育士等の職業を将来の夢や目標としてもらうためのアプローチも必要であると考えます。

本市では、職場体験やインターンシップ等の体験活動を通じて、子どもたちの社会的・職業的自立に必要な能力や態度の育成を図るキャリア教育を推進しており、公立保育所・幼稚園も中学生・高校生の職場体験等の受入先となっています。今後も積極的な受入を行い、次世代を担う若者へ保育士等の仕事の魅力を伝え、職業として保育士等をめざしてもらうための理解と体験の機会を提供していきます。

5. 就学前教育・保育のさらなる推進に向けて

本基本方針では、今後の就学前教育・保育のあり方について、一定の方向性を示しましたが、具体的な取組については、今後さらなる検討を進め、保護者や地域の皆様のご意見を伺い、計画の策定等に取り組んでいく必要があります。

◆公立保育所のあり方

公立保育所の集約、新たな保育施設の整備を明記した「鳴門市公立保育所再編計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、保護者や地域の方々にきめ細やかな説明や対応を行い、理解を得たうえで、速やかな公立保育所の再編に取り組みます。

◆公立幼稚園のあり方

公立幼稚園については、前章で示した望ましい集団規模の確保や教職員運営組織体制の充実、教職員の資質向上を図る研修体制の確立、そして公立幼稚園としての役割などを考慮し、本市の将来を見据えた持続可能な公立幼稚園のあり方を検討し、再編計画の策定を進めます。

◆モデルカリキュラムの作成

モデルカリキュラムについては、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との整合性を図り、本市の就学前教育・保育の関係者において検討するとともに学識経験者や就学前教育・保育施設関係者等からもご意見をいただきながら、作成を進めます。

また、モデルカリキュラム作成後は、各施設で子どもの教育・保育に携わる者が、作成されたモデルカリキュラムを活用することで、本市のいずれの就学前教育・保育施設であっても、子どもたちが等しく質の高い教育・保育を受けられ、子どもたちの健やかな育ちにつながるよう、施設間・保育者間での連携を密にし、共通理解を図ります。

本市では、子どもがのびのびと自己発揮し、心から笑い、様々なことを学ぶことができるよう、より良い環境の中で、子どもの幸せを第一に考えた健やかな育ちを保障していくために、本基本方針に基づき、就学前教育・保育の質の確保と向上に取り組みます。

資料編

鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針策定経過

年 月 日	内 容
令和元年 6月26日	第1回鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する審議会 鳴門市就学前教育・保育のあり方について審議会に諮問
令和元年 8月 1日	第2回鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する審議会
令和元年 8月28日	第3回鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する審議会
令和元年 9月25日	第4回鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する審議会
令和元年10月16日 ～11月14日	パブリックコメント実施
令和元年11月21日	第5回鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する審議会
令和元年11月28日	鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（案） を審議会より答申

鳴 幼 第 10 号
令和元年6月26日

鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する審議会
会長 浜崎 隆司 様

鳴門市長 泉 理 彦

鳴門市就学前教育・保育のあり方について（諮問）

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、本市でも、子どもや子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前教育・保育環境の充実や子育て支援施策に取り組んでまいりました。

就学前教育については、平成28年3月に教育委員会の策定した「第二期鳴門市教育振興計画」において、「一人ひとりが心豊かでたくましく生きる力の基礎を育むことができる就学前教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した子育て支援に取り組む」こととし、公立幼稚園のあり方については、市全体の就学前教育・保育という視点で検討を進めることとされています。

また、平成31年4月には、施設の老朽化や利用児童の減少、保育士の確保など、本市の公立保育所が抱える課題の解決を図るべく、「鳴門市公立保育所再編計画」を策定いたしました。

こうした中、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、教育・保育のニーズが多様化していることに加え、令和元年10月には『幼児教育無償化』が実施されることとなっております。

こうした状況を踏まえ、教育・保育施設での今後の受入体制の整備を進めるとともに、すべての就学前教育・保育施設から小学校への円滑な接続を共通の目的として、本市の実情に即した就学前教育・保育のあり方について検討する必要が生じております。

そこで、鳴門市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）に基づき、今後の鳴門市全体における就学前教育・保育のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

答 申

鳴 就 前 審 第 5 号

令和元年11月28日

鳴門市長 泉 理彦 様

鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する審議会

会 長 浜 崎 隆 司

鳴門市就学前教育・保育のあり方について（答申）

令和元年6月26日付、鳴幼第10号で当審議会に諮問されました鳴門市就学前教育・保育のあり方について、活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（案）」を取りまとめましたので、答申いたします。

今後、本基本方針に基づいた就学前教育・保育のさらなる推進にあたっては、本市の就学前児童の健全な育成と、教育・保育環境の一層の充実のため、下記の事項に留意し、真摯に取り組まれますよう要望します。

記

- 1 具体的な取組を実施するにあたっては、保護者や地域の方々の理解と協力を得ることに努めながら進めていくこと。
- 2 当審議会の審議過程において、各委員から述べられた意見・提言については、具体的な取組の実施や計画策定段階において十分配慮すること。

鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、幼保連携推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する審議会委員名簿

(50音順 敬称略)

氏名	所属名・役職名	備考
先田 仁美	鳴門市幼小中PTA連合会 小学校部会長	
佐々木 宏樹	鳴門市保育所保護者会連合会 会長	副会長
樽 理恵	鳴門市幼稚園長会 会長（撫養幼稚園長）	
西上 知子	公募委員	
西川 寛	鳴門市民生委員・児童委員協議会 児童福祉部会 代表	
葉田 貴明	鳴門市保育協議会 代表	
八田 博	鳴門市小学校長会 会長（撫養小学校長）	
浜崎 隆司	鳴門教育大学大学院教授（幼児心理学）	会長
板東 美佐子	鳴門市幼小中PTA連合会 幼稚園部会長	
湯地 宏樹	鳴門教育大学大学院教授（幼児教育学）	